

८५१

関におきましては、これまたそれく

か。いずれにしましても、これを受け
て、私共の参議院の立場としても、適
当に更に調査研究をせねばならんこ
とであります。その際において、各
個各様の意見を、更に立ち入って調査
の結果ならば、容易に「これが良
否について、私共が所感としてここ
に申上げることは、却て事々迷わす所
でありますから、その点まであまり立
ち入らずに、概略についてのただ感
想的意見を申上げるだけに止めておきま
すが、如何にも屋上屋を重ねるが如き
感があり、事務の分断甚だしくして、
適宜にこれを整理しまして、地方廳に
委譲するとか移管するとかというよう
な処置を以て事足るべき筈であるとい
うように思われる主な場所を申し上げます
ならば、御承知でもありましようが第
一に戦災復興院の建築事務所としま
しようか、これは殆ど異論のないこと
ろであるようでありまして、殆どこれ
は地方廳に統合すべきものであつて、
形式は如何になるか、或いは委譲に
なろうか、それ／＼又手段がありまし
ようが、いずれにしましても、独立の
廳をおいて、中央直系の官廳をおく必
要はどうかというところが、今日は
これは殆ど定説であるように見受けま
す。如何にも事柄を視察いたしました
も、大体それでよろしいじやないか。
或いは次には内務省の國土局の駐在官
と申しましようか。或いは又大蔵省の
財務局地方部に関する仕事の一部分、か
ようなものも同様の事情にありはせん
か。更に又運輸省に属するところの自
動車事務所、これはなか／＼事情があ
るようであります。これを置けば置い
ただけの價值があり、理由があり、便
宜の点から申しますれば、一方面的に見

れば相當のこれは効用もないでもない
ということでありまして。しかし又他方
を顧みて見ますと、これがために同じ
事務を更に分離分割したしまして、例
えば自動車検査事務の如きは、依然
としてより地方廳がやらざるを得な
い。警察取締りに属するところの仕事
運轉手に関する取締りとか、監督とか
すべてこれ又地方廳によつてやらなけ
ればならない。掃蕩するところ運輸上の
見地からして運輸省側との連絡を密に
しまして、運輸處理に関する統合的計
画を立てるといふような点については
効用なきにしもあらずであります。よ
うが、しかし尙その点を調べて見ます
と、必ずしも独立の廳を置く、という必
要もなかりやうに思ひますので、よろ
しくこれも大いに研究の上、或いは整
理統合若しくは廃止すべきものではな
いかという感を深くするわけでありま
す。更に又農林省に属するところの木
炭事務所というものが、いつも問題に
なつておりますやうであります。これ
は相當まだ／＼研究の必要がありま
す。ちよつと考えて見ますと、如何に
もこれはどうも同じく、無用の長物と
いふ言葉が過ぎるかも知れませんが
少くともこの効用を發揮してござい
せん。これはなか／＼仕事自体が実は
非常に混乱しております、御承知の
通り木炭事務に關しましては、頗る疑
われるやうな幾多の事務の混濁を見つ
つあることは事實であります。しか
しこれがために置かれておる事務所
のものもこれがあるがために可なりど
うも如何なる機能も發揮しておるか、如
何なる効果を擧げておるかといふこと
については、疑われる点が多々ある。
事實どうも十分な機能を發揮しており

ません点が多々ある。これは事務本来
の処置がよろしきを得ないがためにそ
うであるかも知れません。更には又、
しかしながら木炭事務所そのものを獨
存するために地方廳との摩擦が非常に
多からしめておるやうであります。地
方廳はこれがために分担事務について
熱意を失つておる。或いは混乱を來し
ておる。手を下すこともできない。さ
ればとて木炭事務所そのものが十分な
組織、機能を持つて木炭處理に關する
事務を十分に解決をすることもでき得
ないといふやうなわけでありまして、
如何にもこれは以上申上げた点にお
いて、非常にもこれは少くとも整理、考
究を要すべきものである。或いは木炭事
務の統制そのもののやりやう如何によ
つてのことでありまして、むしろこ
の事務所は廃止いたしまして、地方廳
に統合するといふやり方でもやれんこ
とはなかりやうに思ひます。要するに
これは十分研究する價值のある問題で
あり、必要である。この掃蕩に對しま
しても、御同様にこれは大いに注意を
拂つて然るべきもんじやないかとい
う感じがいたします。又文部省に属する教
育施設局の出張所と申しましようか、
これらの如きものは、何と申しまして
も尙その存置の必要を解釋するに苦し
むのでありまして、當然これは整理
に属するものではないかといふやう
なことも考えます。更に又相當、これ
又簡単に申せば問題であります
が、重要な問題として考えられま
すものは、御承知の通り安本に属する
ところの地方經濟安定局と申しましよう
か、並びに又物價局、かような廳で
あります。或いは又農林省に属する
ところの農作物報告事務所もあります

が、その外物資調整局と申しましよう
か、この物資調整局及びこの安本の經
濟安定局、この両個の問題は、いずれ
も極めて重要な問題であるところの問
題であります。皆これらは時局下の急に應
じて設置されたものでありまして、
今日の統制方針の下においては、或
いはかくの如き直接廳を置いて、十分國
務の敏捷なる處理執行をせしむること
も必要多々あるやうであります。併し
ながら又、これも独立廳を置かしむる
がよろしいか、或いはこれらの事務を
断然地方廳に移管せしめまして、地方
廳をして行わしめるのがよろしいか、
この点については、又十分の研究の價
値ある問題で、これが適否に關する判
断を得べく、随分お互に苦慮して質疑
應答をいたして見たのであります。私
としては尙易にこれを即断するわけ
には参らない、従つてこれはもつと
私たち立ち入つてこれらに對する要否
を研究せられて、大いに要否を研究す
る必要があるであらう。或いはこれら
の問題が、愈々具休案として提案され
る曉において、少くもこれは直接政
府當局と論究いたしまして、そうして
十分にこの要否を定むるやうにいたさ
なければならぬ。地方出先において
は、これの必要の理由について十分聽
くことを得ません。出先の者が、必ず
しも相當に政策の根本について意見を
持つておるわけではありませんので、
どうも出先では、私共さういふ立入つ
た研究になりまして困難でありますた
めに、概略の情景を現地において見て
來るといふことに止めて、幾多の感想
はありまするが、感想そのものを抱い
て帰つた程度にいたして置きたいと思

います。
その外労働省に属するところの基準
局或いは公共職業安定所、公共労働安
定所、これらの問題は、或いは事の性
質に鑑みまして、独立の必要が十分
でないではない、相當にあるやうに思
ひます。併し又、これがために重要な
労働事務といふものに對して、非常に
混雜を來しまして、地方廳で行う労働
事務と、この基準法規執行のために置
かれておる役所、その他との間に
おるやうな、事務の統一性を害して
おるやうな、研究すべき点が多々あ
ります。併し大体においては、基準法
そのものから見ますと、これは
は独立の立場に置かざるも止む
を得ないといふやうに考えられますた
めに、これ又懸案としてここに残して
置きたいと思ひます。概略ではありま
すが各個的な話を申し、且又代表的
の問題を提えて申しますれば、以上の
やうな次第でありまして、いずれも多
岐に亘つたことでありまして、これ以
上長々しく申上げてどうかと思ひま
する、而して所感を加えまして御報告に
代えたいと思ふ次第であります。又御
質問がありますればお答えし、他の諸
君からの御報告もあろうし、又必要な
らばあることであらうと思ひます。か
ら、これに止めたかと思ひます。
○委員長(吉川末次郎君) 岡田委員と
同行せられた他の委員の方で、今
の報告を補足されるやうなことはあり
ませんか。ございませんでしたら……
○相本庫治君 補足にたりまするが、私
の所感を申上げます。宮城も橋本も、

縣廳側では出先機関を縣廳に吸収したい。これが熱心な希望であります。そこで私は宮城縣知事に、吸収したらあなたの方はどういうやり方をするか。こう聞きまして、自動車の如き、木炭の如き、そういったものは民間にやらせる。そして民間の力足らざることを縣で補うて行きたい。これが宮城縣知事のやらんとおることで、栃木縣の方では、全部縣廳に吸収して縣廳でやる、こういう意見でありました。そうして例えは今出先の方で三十八、四十人使つておるようなものを、從來縣廳ではなんでもやつておつたかと思つて、五、六人でやつておつたのであります。それから、やれるかと聞きまして、やれると言ふのであります。私が共出先機関について行つて見ますと、縣廳が從來やつておりましたことよりも、出先機関は充実をした一つの問題を深く緻密に取扱ひまして、今出先機関のやつておるような同様なことを縣廳でも五、六人ではできないという感じを深くいたしました。そこで幸ひにして、縣廳の持つておりました優秀な方が出先機関に行つておられますので、今の人はあまり衝突は起つてないやうであります。これは宮城も栃木も同様であります。であります。將來縣廳でない、直接他から行く者が、支配することにになりましたら、縣廳との軋轢が必ずひどくなると私は見て参りました。ところが實際問題といたしまして、出先機関は縣廳にお世話になり、縣廳の助力を得なければならぬやうな場面は沢山あると思ふのであります。そこで私はこれをどうしたらいいかという問題につきましては、できることであ

るならば、出先機関の事務所を全部縣廳の中に吸収いたしまして、自分の間の事務を遂行させたい。併し縣知事はなんとかなる方法で、その仕事に携はせたいと思ふのであります。出先機関であつて、縣知事の命を聴くと申すか、なんとかなる技術的によく相談をいたさなければならぬ。おのずから道はありはせんかと思ふのであります。それは從來の仕事全部縣廳の仕事にしてしまふならば、又そこに、いろいろと地方人との關係上、面白からんことが起りはせんかと思ふ憂いがあります。もう一つは、例えは縣々によりまして、木炭の移出縣もありまして、移入縣もありまして、出先機関では比較的それが公平に行きまふけれども、若し縣廳に全部吸収いたしますと、その縣から出す物資は、成るべく少く出して、縣に移入する物資は成るべく多く移入しようとするのではないかと、それで日本全体を総合しての運営に支障を來すのではないかと私は見て参つたのであります。

以上申し上げましたことを綜合いたしますならば、技術的に出先機関を存置しながら、縣廳と融合して、その機關の仕事もより立派に遂行し、又縣廳の使命も果すようには、技術的にはできるのじやないかというところを考えたのであります。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御報告がなければ、尙北陸地方を視察せられた時に、本日の御報告と併せて、それに対する質疑その他の審議を遂行するやうにいたしたいと思ひます。よろしくごさいますか。

○委員(吉川末次郎君) それでは内務省からも見ておるやうでありますから、先般内務大臣並びに地方局長から提案理由の説明のありました、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、御質疑を伺ふことにいたしましたと思ひます。

先ず全般的な問題について御質疑がありましたら、御開陳を願ひたいと思ひます。尙内務大臣並びに地方局長のその際における提案理由の説明は、その際プリントにいたしまして、皆様の御手許へお届けしてある筈であります。内容につきましては、内務大臣の提案理由の説明として述べましたことの題目は、只今御報告がありました、出先機関の問題もその一つであり、その外財政上の問題、並びに市長、知事、町村長等の彈劾の問題、或いは各地方自治体に條例で圖書館を作るなどの問題であり、選挙に關する諸規定及び今度でまゝ自治法と自治法との關係、或いは政務委員會等と自治法との關係、或いは國家公務員法等に準拠したところの市町村及び縣の公務員の關係等の問題であります。その外諸種の問題があると思ひますが、右の印刷物はその後御覽を願つておるやうなところと思ひます。一般的な問題につきまして御質問がありまして、先ずそれを伺ひまして、然る後、更に又後刻逐條審議に入りたいと思ひます。御質問はありませんか。

○小野哲君 私から總括的な意味での質問をいたしたいと思ひます。尙本日は時間の關係もありましようから、私の質問いたしたいと思ふ中で、限定いたしまして申し上げたいと思ひます。

地方自治が新しい憲法の実施によりまして、強化されることになりましたことは申すまでもないのであります。從來もやまやま中央集權的な、官治行政と申しますか、それとつながつた地方行政機關というふうな感じが相當強かつたのであります。今この地方自治法の一部が改正されますにつきましては、地方の自主性なり、或いは自治性を一層強化して行こう。こういう目的があるやうに見受けられるのであります。この法律が論議されました際、いろいろの問題が今回の改正によつて一層明白に解決されておる向もあるやうであります。私が先ずお伺ひしておきたいと思ひますことは、地方自治が制度として整備されて参つたのであります。これを運用して行きます。つまりましては、地方公務員制度を確立して行くことが必要であらうと思ひます。尙又地方公務員の能率的な職務を確立いたしましたためには、地方行政機構を整備することが必要であります。要であらうと思ふのであります。從來はこの法律自体におきまして、地方公務員制度についての規定が必ずしも十分ではなかつたと思ひます。今回は國家公務員制度が確立されたに伴ひまして、これに應じた地方公務員制度を確立する。かような意味合において、法案第七十二條に詳細に規定を設けられることになつたのは、私にいたしましては喜ぶべき現象である。かように思ふのであります。それにつきましては、政府におかれて地方公務員制度を確立されるにつきては、この法律の中に新しい規定を設けられるという場合における御構想を承りたい。こ

れが第一点であります。

次は地方公務員制度を極力良いものに打立てて行く、相俟つて、先程申しました都道府縣の機構の問題であります。この問題については地方自治法は或程度詳細な規定を設けておりますが、本法の第五十八條にこれを明かに示しておるのであります。ところがこの地方自治法が施行されて以來の地方の事情というものは、相當変化しておるのではないかと、例えは地方財政の面から考えましても、この法律が期待いたしましたやうに、画一的な地方機構を整備することが果して適當であるかどうか。地方財政その他の關係から考えまして、適當であるかどうか。このことは、よく検討いたさなければならぬと思ふのであります。特に法律によつて部局が列挙されておりますが、但書によつて、條令によつて部局の、局部分合であるとか或いは所掌事務の変更というやうなことが規定されておる点から考えますと、相當大幅に當該都道府縣の長がその議會の承認を経て、部局を設置するやうにも見受けられるのであります。これらの点から考えますと、法律によつて画一的な部局を都道府縣に設けるといふ建前が、果して實際に合つておるかどうか。又條令で以て部局の分合を認めておる法律の趣旨から考えまして、尙機動性を持たせることが、當該地方公共團體の事情に即した能率的な行政機構を設け得る途を開くことになるのではないかと、かように考えられるのであります。

これらの点につきまして、地方自治法第五十八條において都道府縣の機構に關して画一的な定め方をされた、

で私はこれをどうしたらいいかという問題につきましては、できることであ

に對する質疑その他の審議を續行するようになしたいと思ひます。よろし

は時間の關係もありましようから、私

律の中に新しい規定を設けられるとい

法第百五十八條において都道府縣の機

これは地方自治法制定の場合の論議に
過らなければならぬかと思ひますが
これに關する政府當局の考へ方を承り
ますと共に、今後の地方行政機構につ
きまして、如何なる方向にこれを持つ
て行くことが最も能率的であるかどう
か。これに對しましての御所見を併せ
て伺ひたい。かように思ふのでありま
す。

○政府委員(林敬三君) 只今の小野委
員からのお尋にお答へ申し上げたいと存
じます。お尋の第一点は、地方自治法
第百七十二條に關する点でございます。
百七十二條におきましては、この地
方公共團體の吏員は一職階制、試験、
任免、給與、能率、分限、懲戒、保障
服務その他身分取扱に關しては、この
法律及びこの法律に基く政令に定める
ものを除く外、別に普通地方公共團體
の職員に關して規定する法律の定める
ところによる。こういたしましたのは、新
たに地方公共團體の職員に對する職階
制を近き將來においてやる。必ず法律
で以て決めるということをお明かにい
したわけでございます。而もこれは明年の四月一日までには必ずこの
法律を作るという態度を明かにした
わけでございます。そこでこの公務員
制度確立についての構想でございますが、
これは目下國の公務員制度の出來
榮えといふものとも脱み合せながら、
實は地方自治法の最も重要な補足的
法典といつて可い。政府といたしま
しても、非常に勉強をし、研究を
いたしておるところでございます。狙
いとして申すまでもなく、こ
こに書いてありますようなことを確立
いたしました。優秀なる職員を一生安
んじ、地方公共團體の職務に専念せし

め、又その能率を擧げるために人格が
立派で能率の高い吏員は、どん／＼と上
に引上げて行く。こういう制度を立て
ることを狙ひとしております。そ
こで地方自治の進展上こういうことを
やることは非常に大きな意義を持つて
おるものと考えるのであります。今お
話もありましたように、如何に組織、制
度がきましても、その中で働くこ
ころの職員というものが優秀であり、
又安んじて熱心にその職に従事するの
でなければ、いわゆる佛や造つて、葉を
入れないという状態になるわけであり
まして、この点の制度を確立すること
が最も意義のあることと考えておりま
す。又もう一面地方公共團體の吏員は
やはり國の官吏と同じように地方公共
の事務及び法律で地方に委任されまし
たところの國の事務、それを行つわけ
であります。従つてその職務に本質的
な區別があるとは考えられません。單
に職務對象が國家から任命されておる
か、地方團體から任命されておるかとい
ふことに止まるものでありまして、
内容については殆ど変わりないのであり
ます。従つて任用資格とか、殊に給與
などについては兩者取扱を同一にする
ことが國政及び地方自治の運用上特に
必要である。又その運用の妙を發揮す
る所以であるとも考へるのであります。
殊に都道府縣に於ける單位自治體
になりまして、或いは五大市程度の單
位自治體の職員になりまして、官吏
と給與その他の制度を異にするという
ことが却て實際に反するとも考へられ
るのであります。又兩者間の適切な
交流を阻害する結果にもなると思ひ
ます。又優秀なる人材が喜んで地方の
團體の吏員になつて行くというよう

風習の助長の上にも非常に役に立つと
考へられるのでありまして、この給與
その他の任用制度についても、地方公
共團體の今後作らるべき公務員制度は
官吏制度とでき得る限り内容的にも連
繋を持ち、少くもその内容に官吏制度
と共通することが相当多いことに作つ
て参りたいと、かように考へておるの
であります。それから大体對象として
は私共のところの目下の研究では、い
わゆる府縣の部長以下の者を對象とす
る。併し極く小さい田舎のほんの役場
の吏員で、十人ぐらゐいるというよう
な小さな村のところでも、嚴重に國
家の職員や或いは府縣大都市の職員と
同じような規則を以て縛るといふこと
は、これは避けて行くようにいたした
いといふことを考へてやつておりま
す。又それと同時に地方には地方の実
情がありますから、國家の職員をよま
りにも模倣をし過ぎて、それがた
めに却て適切な運用を阻害する。或い
は能率を阻害するといふこともないよ
うに考へてやつております。今度の國
家公務員制度は從來の制度を根本的に
改め、新しい構想を以て提案され、そ
れが通過を見たような次第であります
が、地方公務員の制度につきましても、
これに即應いたしまして、殊に都
道府縣、或いは五大都市というよう
なところにおいては、給與、その他の必
要なものについては、官吏と差別待遇
をするものがないやうな制度にしてや
つて行きたい。而も府縣の山奥の吏員
にまで画一的にこれを及ぼして、それ
がための弊害を生ずることのないよう
にやられて行きたい。かように考へて
今いろいろ研究をいたしておるわけ
であります。また草案として一統統する

に至つておりません。従つて極く大體
把持氣持で申上げて御了承を得たいと
存するわけでございます。それから第
二のお尋の点は府縣の機構組織の問題
であります。地方公共團體の組織機構
の問題でありまして、これは地方自治
法の百五十八條に於ける基礎的な
ういう部を設けるかという基礎が出て
おります。そうして今お話がありまし
たように但書が附いております。必要
があるときは、條例で、局部を分合し
又は事務の配分を變更することができ
る。といふことが書いてあるものであり
ます。この規定はいわゆる一つの基準
規定でありまして、これによらなけれ
ばならないといふ趣旨ではございませ
んことは、今お述べにもなり、又私が但
書について申上げるところを以て御了
解願ふと思ふのであります。一つの
モデルを示しまして、そうしてこれを
法律に掲げたわけでありまして、それか
らこの意圖の中にはいわけの更に突き
進んで申しますならば、都道府縣とい
うものの仕事というものが、第二條に
極めて抽象的に書かれておるわけであ
ります。そこで具体的にどういふ
仕事があるかといふことを、やはりこ
の百五十八條の裏から解釈しますと大
體こういふことを都道府縣では扱つた
だといふことが逆に明確に一つ置きた
かつた。先程御報告がありました特別
官廳の問題などに関連いたしました。第
二條のよう抽象的な書き方では、次
第に都道府縣知事の職務といふものが
包含されて行くのではないかと。それで
部制を作つて、その部の進退を明かに
するといふことと、併せてその部でど
ういふことをやつて行くかといふこと
を明かにして行きたかつたといふこと

これが府縣の仕事を大體この法
律は考へておるのだといふことをここ
に示して置きたかつた。かような氣持
もあるわけでございます。それでなぜ
こいう一画一的な基準を作つたかとい
ふことになりまして、これはやはり都
道府縣といふものは都道府縣の機關
であります。同時にこれは國家の事
務を非常に委任して行つせる役所でも
ございまして、それから従つて中央政府
の各省が、できるだけ都道府縣とい
うものを使うのにも使ひ易くする。先程
御報告がありました通り、綜合行政と
いふことが叫ばれておりますが、假令
純粹の國の仕事でありましても、これ
を末端において実施するときは、成る
べく都道府縣を通じて実施をして行
くことが、最も綜合的な妙味を發揮す
る。又民主的に國の事務が執行される
所以ではないか。かように考へる点も
あります。中央政府が都道府縣を
使ひますときには、できるだけ使ひ易く
するよりの形にして置く必要もあるの
ではないか。これはいろいろ縣によつ
て獨創を發揮してあまりにもばら／＼
な珍らしい、その縣だけから考へれば
便利であらうけれども、中央各廳が使
うときにはあまりにもまち／＼な組織に
なつておるといふことは、現在の日本
のやうに中央と地方といふものは行政
が密接に相關連しておりまして、相
錯しておるといふやうなところでは、
あまりに地方團體がただその地方團體
だけの立場で独自の組織、機構を作りま
すと、中央で中央の行政をそこに委任
する。そうしてそこで行なつて行くと
いふような場合にも、非常に不便を來
すのではないかと。御承知のように大體

知事の行なつておる仕事の半分くらいは、中央政府の國の事務を団体か、或いは團體の長か、どちらかに委任されて行なつておる事務を、やつておるような実情にも鑑みまして、一つのモデルを示して、或るべくこれに従つたらどうか。併しながら地方々々の実情があり、大きな縣もあり、小さな縣もある。或種の産業の非常に発達した縣もある。そういう所は地方の自主性を認めまして、いわゆる條例で当該議會の承認を経れば、これを変更することができるといふふうにしてあるのです。現に經濟部あたりを農林部と商工部に分けておる所が相當ある。むしろ半分以上さうなりつゝあるような状態でもあります。或いは衛生部を設けておる所もあります。或いは山林部を設けておる所もあります。それから教育と民生は道と一緒にしておる所もある状態であります。それで小野さんが御心配になりましたような地方に即應して地方の自治体の側から見れば能率的に仕事をやり得るようには、その点は考慮して取扱つておられますし、又實際においてさういふ形になつております。併し私の方の氣持としては、できるだけ地方の自治に委せて行きたい。こういう基準を示して、大体この線に沿ひながら、その地方々々の実情をこれに加味して、適切なものを考へて貰いたい。併しあまりにも人のために部を設け、或いは殆ど部と云われるだけの人数もなければ、仕事の分量もないものを、何かの地方的理由でただ部にして行きたい。或いはあまりにも複雑怪奇な權を組み上げたような部制とか、局制とか複雑なものを作り上げる。さういふ所に対してはさうで當該府縣と

昭和二十三年三月十六日印刷

昭和二十三年三月十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

御懇談をいたしまして、或るべく他の府縣と歩調の合ひ、中央政府としてもこれにいろいろの仕事をお願いしものにするようにお話をし、その間の不合理的のないように努めておる次第であります。

○小野哲君 ちよつと関連してもう一点、簡單ですが……

○委員長(吉川末次郎君) 丁度時間ですから、今日はこれで閉会いたしまして次会に一つ續いて御質問をお願いしたいと思います。これで今日は散会いたします。

午後零時一分散會
出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
委員 羽生 三七君
村尾 重雄君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡田喜久治君
岡本 愛祐君
小野 哲君
柏木 庫治君
駒井 藤平君
池田 恒雄君

政府委員
内務事務官(地方局長) 林 敬三君

十月二十日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、料理飲食店営業の即時開業等に関する陳情(第四百六十四号)
- 一、特別市制施行反対に関する陳情(第四百七十三号)
- (陳第四百六十四号) 昭和二十二年十月二日受理

料理飲食店営業即時開業等に関する陳情
福島縣若松市大町堅 田島年子外三百八十八名

七、五政令によつて料理飲食業者は、一せいに休業を命ぜられたが政府は、これに對し何等の補償も救済対策も考慮しないため、業者は他に収入の途もなく進退きまつてゐる現状であるから、統制外の代用品、未利用資源を活用する料理店の即時再開許可及び設備を有する料飲店の休業期間中喫茶店営業の即時許可等により業者の生活を、保証されたいとの陳情。

(陳第四百七十三号) 昭和二十二年十月三日受理

特別市制施行反対に関する陳情
兵庫縣飾磨郡余部村長 福岡修一外二十三名(外二十三件)
この陳情の趣旨は、陳第四百二十七号と同じである。

十月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、地方分與税の追加分與増額その他に関する陳情(第四百九十四号)
- 一、警察行政の市長委譲に関する陳情(第四百九十八号)
- 一、特別市制施行反対に関する陳情(第五百十四号)
- 一、特別市制實現に関する陳情(第五百十五号)
- (陳第四百九十四号) 昭和二十二年十月七日受理

地方分與税の追加分與増額その他に関する陳情
東京都知事 安井誠一郎(外一件)
地方財政の現状は、戦災による財源の喪失、物價騰貴等に伴う財政需要の増加等によつて、甚だしく窮乏している上に、地方團體に對する國家事務委任の不適正、災害復旧費に對する財源措置の不適確、地方債の消化不振等のため、更にその困難度を深めてゐる現状であるから、地方財政の自主性を強化して、地方分與税の追加分與増額と陳情書記載事項の實現を圖られたいとの陳情。

(陳第四百九十八号) 昭和二十二年十月八日受理

警察行政の市長委譲に関する陳情
尾道市長 石原善三郎
新憲法實施の今日警察行政を速かに市長に委譲されたいとの陳情。

(陳第五百十四号) 昭和二十二年十月十日受理

特別市制施行反対に関する陳情
大阪府三島郡味生村大字別府 藤中作治郎外七十四名(外五十二件)
この陳情の趣旨は、陳第四百二十七号と同じである。

(陳第五百十五号) 昭和二十二年十月十日受理

特別市制實現に関する陳情
徳島市會事務局内 小澤一郎外七名(外七件)
この陳情の趣旨は、陳第四百十二号と同じである。